

在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針

平成 9 年 5 月

滋賀県教育委員会

はじめに

21世紀を目前にして国際化が進む中で、すべての人々が共に生き、共に発展していく社会を創造することは人類共通の願いである。また、人はみな、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であって、いかなる差別もなく、法の下に平等な権利を有している。これは、人類普遍の原理でもある。

本県の各学校においては、人権尊重の精神に基づき、個性と人格の尊重を基盤に、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間形成を目指すとともに、外国の文化や伝統を尊重し、外国の人々と協調する態度を身に付け、国際社会の中で信頼される人間の育成が推進されているところである。

人権尊重の教育については、差別の不合理を明確に把握し、人権尊重の精神を具現する実践的態度にまで高める取組みを進めるとともに、学校の教育活動を通じて、同和問題をはじめ、障害者問題、在日外国人問題、男女平等の問題等あらゆる人権問題に目を向け、その課題解決のための教育活動を積極的におし進めているところである。

しかしながら、在日外国人の中でも多くを占める在日韓国・朝鮮人については、近代以降の日本と朝鮮半島をめぐる歴史的経緯の下で生み出されてきた民族的偏見や差別が根強く存在している。このことが、児童生徒の在日韓国・朝鮮人に対する意識形成や態度に影響を与えるとともに、在日韓国・朝鮮人児童生徒にとっても自ら本名を名乗れないまま生活を送らざるを得ない状況をもたらしている。

これらの課題を解決するためには、児童生徒が在日韓国・朝鮮人問題を正しく理解し、偏見や差別をなくすように努めるとともに、すべての児童生徒が互いに理解を深め、人権を尊重し合うとともに、在日韓国・朝鮮人児童生徒が安定した学校生活を送ることができるよう指導に努めることが大切である。

1 在日韓国・朝鮮人児童生徒が、我が国の学校に在籍している歴史的な経緯や社会的な背景を正しく認識させる。

現在、我が国で暮らす韓国・朝鮮人の多くは、1910年の韓国併合後の植民地政策によって土地を奪われ、祖国を離れ、日本に住むことを余儀なくされた人々とその二世、三世、四世である。

1945年の第二次世界大戦の終結によって、在日韓国・朝鮮人の中には、帰国した人々もあったが、約68万人の人々が祖国に生活基盤がえられない等の理由で我が国に引き続き在住せざるを得なくなり、その結果、多くの児童生徒が日本の学校で学ぶようになったことなど、歴史的な事実をしっかりと認識させることが大切である。

現在、韓国・朝鮮人の多くが日本に居住している事実は、日本の植民地政策の結果である。こうした人々の多くは、戦後も民族の文化や歴史等を学ぶ機会が少なく、また、就職等で様々な差別を受けたりしたために、自分の母国や民族を隠したりして、本名が名乗りにくい状況にある。

このような中で、児童生徒が在日韓国・朝鮮人についての正しい知識を身に付け、理解を深めることは、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別をなくしていく上できわめて重要なことである。

2 朝鮮半島の文化や歴史についての理解を深め、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別をなくすことに努め、人権尊重の精神と豊かな国際感覚を備えた人間の育成に努める。

朝鮮半島は、古代から現在に至るまで我が国と最もかかわりの深い地域のひとつである。古くから日本に多くの影響をあたえ、農耕や青銅器等の技術の他、漢字、仏教、儒教なども渡来人によって伝えられ、我が国の文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

県内にも、朝鮮半島から渡来し、優れた技術をもたらした人々の足跡を知ることができる遺物が多くあり、また、朝鮮半島とのつながりを示す地名も各地に残っている。これらのことをはじめとして、中世から現代における日本と韓国・朝鮮の政治、経済、文化等の関係についても正しく理解させることが大切である。

また、すべての児童生徒が朝鮮半島の文化や歴史を学ぶことによって、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別をなくしていくことが重要である。

日本社会に存在する外国人に対する差別意識の背景には、異質なものを排除しようとする日本人の意識がある。今後、国際化がますます進む中で教育に求められるのは、異なる価値観や行動様式への理解と受容の精神であり、民族の違いをこえて相互に人間として尊重し合う、豊かな人間性と国際感覚を備えた児童生徒の育成である。

朝鮮半島の文化や歴史への理解を深め、生活や習慣の相違を認め合うとともに互いに尊重し合う態度を育てることが大切である。このことによって、国際社会の中で信頼される人間として成長することになる。

3 在日韓国・朝鮮人児童生徒の把握に努めるとともに、これらの児童生徒が偏見や差別に打ち勝ち、自らの誇りと自覚をもち、力強く生き抜くよう指導に努める。

本県には、現在、約7,700人の在日韓国・朝鮮の人々が在住しており、ほとんどの児童生徒は県内の公立学校に在籍している。また、一部の児童生徒は民族学校へ通学している状況にある。

各学校においては、在日韓国・朝鮮人の児童生徒のおかれている状況の把握に努め、その理解を深めるとともに、これらの児童生徒が自らの誇りと自覚を高めることができるよう、教育活動全般にわたって適切な指導を行うことが必要である。そのためには、特に児童生徒が互いの人権を尊重し、相互の存在を認め合い、共に学ぶ温かい仲間づくりができるよう指導に努めることが大切である。

なお、本県の学校にも少ない数ではあるが本名で通学している児童生徒がいる。在日韓国・朝鮮人児童生徒が、自らの誇りと自覚の上に立って、本名を使用することは有意義なことである。その際、本人および保護者の意向や考え方を十分尊重することが大切であり、また、他の児童生徒にもそれが理解できるよう、きめ細かな配慮が必要である。

特に、在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導を進めるに当たっては、すべての児童生徒が、習慣や文化の違いをこえて、互いに相手の立場を認め合い、共に生きていくことの大切さを学べるよう日頃の教育実践に努めることが重要である。

4 在日韓国・朝鮮人児童生徒が将来の進路を自ら選択し、自己実現を図ることができるよう進路指導の充実に努める。

各学校においては、在日韓国・朝鮮人児童生徒一人ひとりが、学習への意欲を高め、目的意識を持って主体的に学習する態度を育てることが必要である。また、在日韓国・朝鮮人児童生徒が日本社会における偏見や差別を克服し、自己実現が図れるよう進路指導の充実に努めることが大切である。

今日、在日韓国・朝鮮人生徒の就職については、平等の精神にのっとりた人権意識の高揚や国家間の相互依存関係の進展、さらには社会の国際化等を反映して、改善されている面も見受けられるが、まだ完全に門戸が開かれているとは言い難い状況にある。

この現実を踏まえ、各学校においては、学級担任や進路指導担当教員を中心に在日韓国・朝鮮人の雇用、就職問題等について研修を深めるとともに、公共職業安定所や企業等とのより緊密な連携に努めることが重要である。

5 在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導を一層深めるために、教職員研修を充実させ、教職員の指導力の向上を図る。

在日韓国・朝鮮人問題については、教職員自らがその重要性を認識し、朝鮮半島の文化や歴史に対する正しい理解を深めるとともに、韓国・朝鮮人が我が国に居住するにいたった歴史的経緯をしっかりと認識することが大切である。また、自ら研鑽に努め、人権尊重の精神を基盤に、在日韓国・朝鮮人に対する差別を許さない態度を形成していくことが重要である。

各学校においては、在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導を適切に行うため、指導内容や方法等について教職員研修の一層の充実に努めることが大切である。また、必要な資料や研究図書の収集、教材の開発等を行い、教職員の指導力の向上を図ることが必要である。